

## ■満期一括受取規定

### 1 満期一括受取り

満期一括受取り（次条、第6条及び第9条において「このサービス」といいます。）は、当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、定期貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの及び同規定第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）であって自動積立預入に係るもの（以下「自動積立定期」といいます。）について、積立期間が経過した日（以下この条、第4条第2項及び第8条において「満期一括受取日」といいます。）に当該払戻金（満期一括受取日に現存している当該貯金の払戻金に限ります。）の全部をあらかじめ指定した通常貯金に振り替えてする預入の取扱いです。

### 2 満期一括受取りによる払戻し以外の払戻し

このサービスに係る満期一括受取りによる払戻し以外の払戻しにおける定期貯金規定の適用については、同規定第14条（貯金の払戻し）第1項、第3項及び第7項並びに同規定第15条（盗難貯金証書による払戻し）中「貯金証書」とあるのは「保管証」と読み替えるものとします。

### 3 自動積立預入における積立日等

- (1) 自動積立預入規定第2条（自動積立預入の取扱い）第1項②又は③による場合は、積立日は各月において同一の日とします。ただし、同項ただし書は、適用されません。
- (2) 預入金額については、自動積立預入規定第2条（自動積立預入の取扱い）第2項②による金額の指定はできません。
- (3) 積立期間は、最初の積立日から起算して1年以上3年を超えない範囲内とします。

### 4 自動積立預入における預入金額等の変更

- (1) 指定預入金額又は振替基準残高を変更しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次条、第6条第1項及び第8条において同じとします。）を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（第6条第1項及び第10条第1項において「本支店等」といいます。）に届け出てください。
- (2) 積立日、積立期間、満期一括受取日及び自動積立定期の預入期間を変更することはできません。

### 5 証書保管の取扱い

自動積立定期については、第6条第2項の場合を除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、当行所定の方法により保管証を預金者に交付します。保管証の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代える

ことができます。

## 6 取扱いの廃止等

(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、保管証及び通常貯金の通帳を添えて本支店等に届け出てください。また、次のいずれかに該当するときは、廃止の届出があったものとして取り扱います。

- ① このサービスに係る通常貯金について全部払戻しの請求があったとき
- ② このサービスに係る通常貯金が通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき
- ③ このサービスに係る通常貯金又は自動積立定期について当行所定の取扱いがあったとき
- ④ 自動積立預入の廃止の届出があり、かつ、自動積立定期のすべての払戻しの請求があったとき

(2) 前項の廃止の届出があった場合は、当行所定の方法により貯金証書を交付します。

(3) 前項により貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。

(4) 一の貯金証書の2件目以降の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）は、当該貯金証書の1件目の預入に係る届出の印鑑（又は署名鑑）をもって取り扱います。

(5) 自動積立預入規定第6条（取扱いの廃止等）第2項により自動積立預入が停止されたときは、当該停止されている期間中、このサービスについても停止するものとします。

## 7 現在高の通知

当行は、当行所定の方法により預金者に対し、毎年、定期的に、自動積立定期の現在高を通知します。

## 8 保管証の効力

満期一括受取日が到来したときは、保管証は無効となります。

## 9 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「定期貯金規定」及び「自動積立預入規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

## 10 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。